

奈良県告示第四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

令和四年八月五日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	名称	株式会社 メデイカ
	主たる事務所の所在地	大阪市西区南堀江一―四― 一九
訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	名称	かるがも 薬局尺土 店
	所在地	葛城市八川一 三三
居宅サービスの種類	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	
指定年月日	令和四年六月一日	